

# ロータリー章典 改定箇所リスト

2007年2月 → 2007年6月

(2007. 4. 16 作成)

2007年6月版での明らかに訂正漏れと思われる箇所を直接修正しました。

各頁のヘッダー 修正追加 (2007年6月)

Page CO-3 追加挿入 19.040. ガバナー・エレクトの研修および準備

Page CO-4 修正 26.070. ロータリーの**楽曲** → 26.070. ロータリーの**賛歌**

P..133

条項

修正 27. ~~国際ロータリー~~会長 → 27. RI 会長

修正 28. ~~国際ロータリー~~理事会 → 28. RI 理事会

修正 30. ~~国際ロータリー~~委員会 → 30. RI 委員会

修正 31. ~~国際ロータリー~~事務総長 → 31. RI 事務総長

修正 32. ~~国際ロータリー~~事務局 → 32. RI 事務局

修正 34. 免許 → 34. 免許**契約**

修正 35. ~~国際ロータリー~~と他団体との関係

→ 35. 他団体との関係との関係に関する RI とロータリー財団の合同方針

修正 36. ~~区域、地域、およびセクション単位グループ~~

→ 36. 協賛活動と協力活動のための RI の指針

追加 37. 区域単位、地域、およびセクション別のグループ分け

修正 35.020. ~~団体~~の種類 → 35.020. 協力の種類

## 改定箇所リスト

2007年2月

→

2007年6月

### 第8条 クラブのプログラム

2007. 02-P. 32

2007. 06-P.

#### 8. 020. 各種プログラムに関する月ごとの強調

RI は次のような月ごとのプログラムを設けている：~~7月~~は「識字率向上月間」、8月は「会員増強・退会防止月間」、9月は「新世代月間」、10月は「職業奉仕月間」、11月は「ロータリー財団月間」、12月は「家族月間」、1月は「ロータリー理解推進月間」、2月は「世界理解月間」、3月は「識字率向上月間」、4月は「雑誌月間」、~~5月~~は「雑誌月間」、6月は「ロータリー親睦月間」。クラブは、該当する強調事項を促進するために、一つあるいはそれ以上の週例プログラムを提案すべきである(2006年11月理事会会合、決定35号)。

#### 8. 020. 各種プログラムに関する月ごとの強調

RI は次のような月ごとのプログラムを設けている：8月は「会員増強・退会防止月間」、9月は「新世代月間」、10月は「職業奉仕月間」、11月は「ロータリー財団月間」、12月は「家族月間」、1月は「ロータリー理解推進月間」、2月は「世界理解月間」、3月は「識字率向上月間」、4月は「雑誌月間」、6月は「ロータリー親睦月間」。クラブは、該当する強調事項を促進するために、一つあるいはそれ以上の週例プログラムを提案すべきである(2006年11月理事会会合、決定35号)。

### 第26条 国際ロータリー

#### 26. 100. 6. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動に関する**指針**

ロータリーの被選役職における職務のために最高の資格をもった候補者が選ばれるべきであるということが、ロータリーにおける基本原則である。~~それ故~~、選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動あるいは別段の活動により選挙手続に影響を及ぼすいかなる行動も、RI 細則により禁止されている。会長、理事、ガバナー、規定審議会代表議員、ある

#### 26. 100. 6. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動に関する**規則**

ロータリーの被選役職における職務のために最高の資格をもった候補者が選ばれるべきであるということが、ロータリーにおける基本原則である。~~従って~~、選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動あるいは別段の活動により選挙手続に影響を及ぼすいかなる行動も、RI 細則により禁止されている。会長、理事、ガバナー、規定審議会代表議員、ある

|  |   |
|--|---|
| <p>いはそれらの役職の指名委員会委員に立候補することを考えているロータリアンは、選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動に関して、下記の<b>指針</b>に従うものとする。これらの<b>指針</b>は、役職に対し最高の資格をもつ候補者が選ばれるようにすることを目的としている。</p> <p>1) ロータリアンは、……</p> <p>2) 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動とは、来る選挙で自分への投票と支持を求める行動、または文献・宣伝資料の配布、あるいはロータリーの被選役職への立候補を宣伝することを目的としたあからさまな行動を示す。</p> <p>3) 被選役職への立候補の期間は、……</p> <p>4) 正式に選任された……</p> <p>5) 候補者が自分に代わって、……<br/>(2001年6月理事会会合、決定325号)。</p> <p>出典：1993年3月理事会会合、決定135号、添付資料E。<br/>2001年6月理事会会合、決定325号により改正</p>  | <p>いはそれらの役職の指名委員会委員に立候補することを考えているロータリアンは、選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動に関して、下記の<b>規則</b>に従うものとする。これらの<b>規則</b>は、役職に対し最高の資格をもつ候補者が選ばれるようにすることを目的としている。</p> <p>1) ロータリアンは、……</p> <p>2) 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動とは、来る選挙で自分への投票と支持を求める行動、または文献・宣伝資料の配布、あるいはロータリーの被選役職への立候補を宣伝することを目的としたあからさまな<b>行動など(ただし、これに限らない)、直接・間接を問わず、立候補者を推進、非難、支援、または反対しようとする</b>行動を示す。</p> <p>3) 被選役職への立候補の期間は、……</p> <p>4) 正式に選任された……</p> <p>5) 候補者が自分に代わって、……<br/>(2001年6月理事会会合、決定325号)。</p> <p><u>6) 連絡が事実に基づく情報の交換に限られることを条件に、異議申し立てや選挙の不服申し立てへの同意を要請するためにクラブに連絡を取るとは禁止されていない(2007年2月理事会会合、決定149号)。</u></p> <p>出典：2001年6月理事会会合、決定325号、2007年2月理事会会合、決定149号により改正</p> |
| <p><b>26.110.3. 保証金の要件</b></p> <p>クラブが事務総長に不服申し立てを行う際、このクラブはRIに保証金を支払うものとする。地区レベルの役職、すなわちガバナー、規定審議会代表議員、ガバナー指名委員会または理事指名委員会のメンバーに対してこのような不服が申し立てられる場合、保証金の金額は米貨1,000ドルとする。その他の役職の選挙に関してこのような不服が申し立てられる場合、保証金の金額は米貨2,500ドルとする。事務総長は、保証金が支払われるまで、このような不服申し立てに対しいかなる措置も取らないものとする。<b>事務総長に書面による不服申し立てが提出されてから30日以内に保証金が支払われない場合、</b>事務総長が受理したいかなる不服申し立ても考慮されないものとする。選挙が適切な選挙手続に従って実施され、いかなる不適切な選挙活動、投票依頼、当選を図るための活動も行われなかったと判断された場合、保証金はRIによって没収され、返金されることはない。そうでない場合は、事務総長が利子なしで保証金を払い戻すものとする<b>(2003年7月理事会会合、決定19号)。</b></p> | <p><b>26.110.3. 保証金の要件</b></p> <p>クラブが事務総長に不服申し立てを行う際、このクラブはRIに保証金を支払うものとする。地区レベルの役職、すなわちガバナー、規定審議会代表議員、ガバナー指名委員会または理事指名委員会のメンバーに対してこのような不服が申し立てられる場合、保証金の金額は米貨1,000ドルとする。その他の役職の選挙に関してこのような不服が申し立てられる場合、保証金の金額は米貨2,500ドルとする。事務総長は、保証金が支払われ<b>るまで、</b>このような不服申し立てに対しいかなる措置も取らないものとする。選挙が適切な選挙手続に従って実施され、いかなる不適切な選挙活動、投票依頼、当選を図るための活動も行われなかったと判断された場合、保証金はRIによって没収され、返金されることはない。そうでない場合は、事務総長が利子なしで保証金を払い戻すものとする<b>(2007年2月理事会会合、決定149号)。</b></p>  |

|  |   |
|--|---|
| 出典：1999年8月理事会会合、決定81号  |   |
| <p>26.110.5. 細則、理事会決定、その他の情報の審査申し立てを審査するにあたって、選挙審査委員会のパネルは、RI 細則の関連規定、ならびに細則の規定の解釈、適用において RI 理事会の定めている方針を考慮に入れるものとする。委員会は、告訴人、候補者、その他の関係者から追加の証拠または情報入手するよう事務総長に要請することができる（<del>2003年7月</del>理事会会合、決定19号）。</p> <p>出典：1992年3月理事会会合、決定183号。1995年11月理事会会合、決定81号、1996年2月理事会会合、決定174号、2001年6月理事会会合、決定326号、2003年7月理事会会合、決定19号により改正</p>                         | <p>26.110.5. 細則、理事会決定、その他の情報の審査申し立てを審査するにあたって、選挙審査委員会のパネルは、RI 細則の関連規定、ならびに細則の規定の解釈、適用において RI 理事会の定めている方針を考慮に入れるものとする。委員会は、告訴人、候補者、その他の関係者から追加の証拠または情報入手するよう事務総長に要請<u>することができる。また、委員会は、理事会に代わり、追加の情報を確認するために必要だと委員会が考える限りにおいて、理事会が課す一切の極秘義務の放棄をも許諾</u>することができる（<u>2007年2月</u>理事会会合、決定149号）。</p> <p>出典：1992年3月理事会会合、決定183号、<u>2007年2月理事会会合、決定149号</u>。1995年11月理事会会合、決定81号、1996年2月理事会会合、決定174号、2001年6月理事会会合、決定326号、2003年7月理事会会合、決定19号により改正</p> |
| <b>第27条 RI 会長</b>  |   |
| <p>27.010.3. 指名委員会による会長ノミニーの選出<br/>RI 会長ノミニーの選出は、もっぱら会長指名委員会のみ<span style="color: red;">の責任で行われる。この点において、直接、</span>間接を問わず、委員会の決定に影響を及ぼそうとする委員会外部からのいかなる試みも、<span style="color: red;">好ましくないものと見なされる</span>。前述の事項は、クラブと個々のロータリアンの注意を喚起するよう適切な RI 文献資料に含めるものとする（<del>1998年6月</del>理事会会合、決定348号）。</p> <p>出典：1963年1月理事会会合、決定79号。2004年11月理事会会合、決定93号により確認</p> | <p>27.010.3. 指名委員会による会長ノミニーの選出<br/>RI 会長ノミニーの選出は、もっぱら会長指名委員会のみ<span style="color: blue;">の責任で行われる。会長ノミニーの選出に関し、直接・</span>間接を問わず、委員会の決定に影響を及ぼそうとする委員会外部からのいかなる試みも<span style="color: blue;">禁じられている</span>。前述の事項は、クラブと個々のロータリアンの注意を喚起するよう適切な RI 文献資料に含めるものとする（<u>2007年2月</u>理事会会合、決定149号）。</p> <p>出典：1963年1月理事会会合、決定79号。2007年年2月理事会会合、決定149号により改正。2004年11月理事会会合、決定93号により確認</p>   |
|  | <p><u>27.10.4. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動</u><br/><u>指名委員会委員は、委員会会合の前に、直接、間接を問わず、候補者の利益または不利益となるような影響を他の委員に及ぼすような行動を取らないことに同意するものとする（2007年2月理事会会合、決定149号）。</u></p> <p>出典：2007年2月理事会会合、決定149号</p>  |
| <p><del>27.010.4.</del> 会長指名委員会の会合日における会合および訪問</p>   | <p><u>27.010.5.</u> 会長指名委員会の会合日における会合および訪問</p>  |
| <b>第28条 RI 理事会</b>   |   |
| 28.005. 理事会に関連する方針   | 28.005. 理事会に関連する方針  |

|   |   |
|---|---|
| <p>A. 国際ロータリーの構造<br/>国際ロータリーは、……<br/>指導者は、その代わりに、……</p> <p>組織的に、職員は RI の方針立案あるいは意思決定の機構の一部ではない。むしろ、職員は、組織の管理運営機構を表すものであり、組織の最高執行<b>役員</b>である事務総長の指示に従う。とはいえ、職員は、意思決定者のために基礎資料を提供したり、情報提供者となったり、また、適宜、所見を述べたり、提案や推奨を行うことによって、意思決定手続きを援助する役割を果たす。</p> | <p>A. 国際ロータリーの構造<br/>国際ロータリーは、……<br/>指導者は、その代わりに、……</p> <p>組織的に、職員は RI の方針立案あるいは意思決定の機構の一部ではない。むしろ、職員は、組織の管理運営機構を表すものであり、組織の最高執行<b>責任者</b>である事務総長の指示に従う。とはいえ、職員は、意思決定者のために基礎資料を提供したり、情報提供者となったり、また、適宜、所見を述べたり、提案や推奨を行うことによって、意思決定手続きを援助する役割を果たす。</p>  |
| <b>第 30 条 RI 委員会</b>  |   |
| <p><b>30.070. 財務委員会</b></p> <p><del>30.070.3.</del> 会長エレクトの会合出席<br/><del>30.070.4.</del> 財団の財務委員長の RI 財務委員会への出席<br/><del>30.070.5.</del> RI 財務委員会によるロータリー財団への経費配分の審査<br/><del>30.070.6.</del> RI 財務委員会とロータリー財団の財務関係の委員会との間のコミュニケーション</p>            | <p><b>30.070. 財務委員会</b><br/><b>30.070.3. <u>次期財務委員会委員の会合への出席</u></b><br/><u>事務総長は、必要に応じ、新しい財務委員が委員就任直前に会合を見学するための資金を予算に含めるものとする (2007 年 2 月理事会会合、決定 139 号)。</u></p> <p><u>出典：2006 年 11 月理事会会合、決定 119 号</u></p> <p><del>30.070.4.</del> 会長エレクトの会合への出席<br/><del>30.070.5.</del> 財団の財務委員長の RI 財務委員会への出席<br/><del>30.070.6.</del> RI 財務委員会によるロータリー財団への経費配分の審査<br/><del>30.070.7.</del> RI 財務委員会とロータリー財団の財務関係の委員会との間のコミュニケーション</p> |
| <p><b>30.075. 監査運営審査委員会</b><br/><b>会合の期日</b><br/>委員会は、RI の最高財務責任者が在勤であるよう都合を合わせるため、会合に先立つ少なくとも 90 日前までに会合の期日を設定<b>すべきである (2006 年 6 月理事会会合、決定 279 号)。</b></p>  | <p><b>30.075. 監査運営審査委員会</b><br/><b>会合の期日</b><br/>委員会は、RI の最高財務責任者が在勤であるよう都合を合わせるため、会合に先立つ少なくとも 90 日前までに会合の期日を設定<b><u>すべきである (2007 年 2 月理事会会合、決定 139 号)。</u></b></p>   |
| <b>第 31 条 RI 事務総長</b>   |   |
| P. 214  | P. 214  |
| <p><b>第 31 条 RI 事務総長</b><br/><b>31.010. RI の最高<b>管理役員</b></b></p>   | <p><b>第 31 条 RI 事務総長</b><br/><b>31.010. RI の最高<b>執行責任者</b></b></p>  |
| <p><b>31.010. RI の最高<b>管理役員</b></b><br/>事務総長は、RI およびロータリー財団の最高<b>管理役員</b>であり、RI およびロータリー財団の組織規定に概説されている通り、RI 理事会および財団管理委員会の指示・監督の下に日々の管理に責任を負う。最高<b>管理役員</b>として、事務総長は、RI、RI 理事会、およびその管理委員会の方針を施行するものとする (2004 年 11 月理事会会合、決定 58 号)。</p>             | <p><b>31.010. RI の最高<b>執行責任者</b></b><br/>事務総長は、RI およびロータリー財団の最高<b>執行責任者</b>であり、RI およびロータリー財団の組織規定に概説されている通り、RI 理事会および財団管理委員会の指示・監督の下に日々の管理に責任を負う。最高<b>執行責任者</b>として、事務総長は、RI、RI 理事会、およびその管理委員会の方針を施行するものとする (2004 年 11 月理事会会合、決定 58 号)。</p>  |

|   |       |  |               |
|---|-------|--|---------------|
|   |       |  |               |
|   | 217   |  | 217           |
| <b>31.020. 理事会に代わって行動する権限</b><br>事務総長は、RI の最高 <b>管理役員</b> として、理事会により、必要な場合に、理事会に代わって決定を行う権限が与えられている。これらすべての決定は、各理事会会合において批准のため理事会へ報告されるものとする（2004 年 11 月理事会会合、決定 58 号）。 |       | <b>31.020. 理事会に代わって行動する権限</b><br>事務総長は、RI の最高 <b>執行責任者</b> として、理事会により、必要な場合に、理事会に代わって決定を行う権限が与えられている。これらすべての決定は、各理事会会合において批准のため理事会へ報告されるものとする（2004 年 11 月理事会会合、決定 58 号）。   |               |
| 出典：1933 年 1 月理事会会合、決定 VI (a) 項。2004 年 11 月理事会会合、決定 58 号により改正。1999 年 6 月理事会会合、決定 293 号により確認。1997 年 11 月理事会会合、決定 108 号も参照のこと  |       | 出典：1933 年 1 月理事会会合、決定 VI (a) 項。2004 年 11 月理事会会合、決定 58 号により改正。1999 年 6 月理事会会合、決定 293 号により確認。1997 年 11 月理事会会合、決定 108 号も参照のこと   |               |
|   |       |  | <b>追加 222</b> |
|   |       | <b><u>31.050.5. 地区ガバナー・ノミニーの選出</u></b><br><u>事務総長は、自らの見解において正当かつ十分な理由がある場合、RI 細則第 13.010. 節に記されている地区ガバナー・ノミニー選出の期日を延期することができる（2007 年 2 月理事会会合、決定 154 号）。</u>   |               |
|   |       | <u>出典：2007 年 2 月理事会会合、決定 154 号</u>   |               |
|   | 228   |  | 228           |
| <b>31.110.3. 外部監査手続</b><br><b>事務総長は、毎年、監査手続を評価し、適切な場合には、<u>監査の入札を求めるものとする</u>（2003 年 2 月理事会会合、決定 194 号）。</b>  |       | <b>31.110.3. 外部監査手続</b><br><u>理事会の監査委員会は、事務総長と協力して、毎年、監査手続を評価し、適切な場合には<u>監査の入札を求めるため、「独立監査人の任命と評価のための指針」を施行するものとする</u>（2007 年 2 月理事会会合、決定 208 号）。</u>  |               |
| 出典：1999 年 11 月理事会会合、決定 253 号。2002 年 11 月理事会会合、決定 167 号により改正   |       | 出典：出典：1999 年 11 月理事会会合、決定 253 号。2002 年 11 月理事会会合、決定 167 号、 <u>2007 年 2 月理事会会合、決定 208 号</u> により改正   |               |
| <b>第 32 条 RI 事務局</b>  |       |  |               |
|   | 234   |  | 235           |
| 32.040. 職員の外部でのロータリーとの関与  |       | 32.040. 職員の外部でのロータリーとの関与<br><b><u>32.040.1. ロータリー・クラブ会員と経費の支払い</u></b><br><u>RI 理事会は、資格ある RI 職員にロータリアンとなるよう奨励する。事務総長の事前の承認を得た上で、RI は、管理職にあり、裁量権を持つ職員のロータリアンに、他クラブの例会へのメイクアップ出席も含め、ロータリー・クラブから課せられる年会費とクラブ例会への出席に伴う食費をすべて支払う。例外的な状況では、事務総長は追加経費の支払いを承認することができる（2007 年 2 月理事会会合、決定 139 号）。</u> |               |
|   |       | <u>出典：1999 年 11 月理事会会合、決定 255 号</u>  |               |
| 32.040.1. ロータリー・ゾーン研究会、クラブまたは……<br>32.040.2. 会合への RI 職員の割り当て  |       | <u>32.040.2.</u> ロータリー・ゾーン研究会、クラブまたは……<br><u>32.040.3.</u> 会合への RI 職員の割り当て   |               |
| <b>第 4 章 管理運営</b>   |       |  |               |
|   | 133   |  | 133           |
|   | 第 4 章 |  | 第 4 章         |

| 管理運営  | 管理運営  |
|---|---|
| 条項<br>26. 国際ロータリー<br>27. <del>国際ロータリー</del> 会長<br>28. <del>国際ロータリー</del> 理事会<br>29. 国際ロータリーのその他の現役員と元役員<br>30. <del>国際ロータリー</del> の委員会<br>31. <del>国際ロータリー</del> 事務総長<br>32. <del>国際ロータリー</del> 事務局<br>33. ロータリーの標章<br>34. 免許<br>35. <del>国際ロータリー</del> と他団体との関係<br><br><del>36.</del> 区域、地域、およびセクション単位グループ                       | 条項<br>26. 国際ロータリー<br>27. <a href="#">RI</a> 会長<br>28. <a href="#">RI</a> 理事会<br>29. 国際ロータリーのその他の現役員と元役員<br>30. <a href="#">RI</a> 委員会<br>31. <a href="#">RI</a> 事務総長<br>32. <a href="#">RI</a> 事務局<br>33. ロータリーの標章<br>34. 免許 <a href="#">契約</a><br>35. <a href="#">他団体との関係との関係に関する RI とロータリー財団の合同方針</a><br>36. <a href="#">協賛活動と協力活動のための RI の指針</a><br>37. <a href="#">区域単位、地域、およびセクション別のグループ分け</a> |
| <b>第 35 条 他団体との関係に関する RI とロータリー財団の合同方針</b>  |   |
| 2007 02   | 266   |
| <b>第 35 条 <del>他の組織と RI との関係</del></b><br><br>35.010. 一般的な指針  | <b>第 35 条 <a href="#">他団体との関係に関する RI とロータリー財団の合同方針</a></b><br>35.010. 一般的な指針<br><a href="#">35.020. 協力の種類</a><br><a href="#">35.030. 他団体の会合出席のための招待状</a>  |
| <del>35.010.3.</del> RI 会合、行事、プロジェクト、プログラムの協賛に関する指針<br><del>35.020.</del> 国連との協力<br><del>35.030.</del> 他団体およびグループとの協力   | <b><a href="#">第 36 条 協賛活動と協力活動のための RI の指針 273</a></b><br><a href="#">36.010.</a> RI 会合、行事、プロジェクト、プログラムの協賛に関する指針<br><a href="#">36.020.</a> 国連との協力<br><a href="#">36.030.</a> 他団体およびグループとの協力  |
| <b>第 36 条 区域単位、地域、およびセクション別のグループ分け 277</b><br><del>36.010.</del> 区域単位-RIBI<br><del>36.020.</del> 管理上の単位の制限<br><del>36.030.</del> 国際共同委員会に関するロータリーの指針  | <b>第 37 条 区域、地域、およびセクション別のグループ分け 281</b><br><a href="#">37.010.</a> 区域単位-RIBI<br><a href="#">37.020.</a> 管理上の単位の制限<br><a href="#">37.030.</a> 国際共同委員会に関するロータリーの指針   |
| <b>第 35 条 他団体との関係に関する RI とロータリー財団の合同方針</b>  |   |
| <b>第 35 条 <del>他の組織と RI との関係</del></b><br><br>35.010. 一般的な指針<br>35.020. <del>国連との協力</del><br>35.030. <del>他団体およびグループとの協力</del><br><b>35.010. 一般的な指針</b><br>国際ロータリーの使命は、 <del>ロータリーの綱領を遂行するために、ロータリアン、ロータリー・クラブおよびロータリー地区を助力、支援、指導することである。このような支援は、ロータリーが引き続き適切性を持ち、生活の質の向上と人間性の尊重を助長し、あらゆる職業における高度の道徳的水準を奨励するとともに、国際理解と平和を推</del> | <b>第 35 条 <a href="#">他団体との関係に関する RI とロータリー財団の合同方針</a></b><br>35.010. 一般的な指針<br>35.020. <a href="#">協力の種類</a><br>35.030. <a href="#">他団体の会合出席のための招待</a><br><b>35.010. 一般的な指針</b><br>国際ロータリーの使命は、 <a href="#">加盟クラブの結束をはぐくみ、世界くまなくロータリーを充実、発展させ、ロータリーの活動を世界中に知らせ、国際規模の管理体系を用意することによって、加盟クラブによるロータリーの綱領遂行を支援することにある。ロータリー財団の使命は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済すること</a>                              |

進していけるよう確かにするものであるべきである。これを達成するために、国際ロータリーは、時に、今後の課題を共有し、共通の目標をもつ他の団体と協力することが適切である。ロータリー以外の組織とのそうした協力はすべて、下記の手続および基準に準拠するものとする。事務総長は、RI の参加の要約および期間を含め、他の団体との現行あるいは提案中の契約あるいは公式な協力関係の現状について、理事会の秋の会合に年次報告を提出するものとする。

#### 協力の種類:

~~I. 他団体の活動に関する情報をクラブおよび地区と共有する。もしくは他団体との協力活動によってクラブおと地区の活動を容易にする。[主導者または返答者:] 事務総長 [承認の責任者:] 事務総長 (他団体に関する連絡 (通信) の方法と内容を決定する責任を有する)~~

#### ~~[協力の審査基準:]~~

- ~~A. RI と他団体が相互に目標を共有していること。~~
- ~~B. 団体のプログラムが RI の現在の常設プログラムまたは奉仕の機会を反映していること。~~
- ~~C. 他団体が、確かな定評と財務的な健全性を備えていること。~~
- ~~D. その団体との協力が、いかなる政治的または宗教的な組織体を推進することにならないこと。~~
- ~~E. 協力がロータリーの奉仕を高め、支えるものとなること。~~
- ~~F. RI は、クラブまたはロータリアンの名簿をその団体に提供しないこと。~~
- ~~G. RI は、かかる他の団体 (会員を含む) に対していかなる継続的義務も負わないこと。~~
- ~~H. 協力が募金活動が含まれていないこと。~~
- ~~I. 協力または契約は、RI 理事会の明確な同意なしに 3 年を超えないこと。~~
- ~~J. RI による推薦または RI との協力に関する覚書が含まれないこと。~~

~~協力の種類: II. RI の公式代表者を他団体の会合または行事に派遣する。主導者または返答者: 事務総長 (適宜、会長または管理委員会委員長と相談する) 承認の責任者: 適宜、会長または管理委員会委員長 協力の審査基準: 基準 A ~ I に加え:~~

- ~~K. 会合または行事が、当組織にとり有益であること。~~
- ~~L. 参加が、他団体の推薦、あるいはその会員となることを意味するものではないこと。~~
- ~~M. 会合への参加が、ロータリーの評判を高めるものであること。~~

~~協力の種類: III. 共通の活動やプログラムを推進するための、RI と他団体との合意 主導者または返答者: 事務総長 (適宜、理事会または管理委員会の指示~~

を通じて、世界理解、親善、平和を達成できるように することである。このような支援は、ロータリーが引き続き適切性を持ち、生活の質の向上と人間性の尊重を助長し、あらゆる職業における高度の道徳的水準を奨励するとともに、国際理解と平和を推進していけるよう確かにするものであるべきである。これを達成するために、国際ロータリーは、時に、今後の課題を共有し、共通の目標をもつ他の団体と協力することが適切である。ロータリー以外の組織とのそうした協力はすべて、下記の手続および基準に準拠するものとする。事務総長は、RI の参加の要約および期間を含め、他の団体との現行あるいは提案中の契約あるいは公式な協力関係の現状について、理事会の秋の会合に年次報告を提出するものとする (2007 年 2 月理事会会合、決定 158 号)。

出典: 1988 年 10 月理事会会合、決定 145 号。2007 年 2 月理事会会合、決定 158 号により改正

を得る)承認の責任者:(合意に先立ち)適宜、理事会または管理委員会—協力の審査基準:基準 A～Iに加え:—N. RI と協力団体は、ロータリーの評判を高めることになる共同活動の内容を一般の人々に知らしめることに同意すること。

協力の種類:IV. 公的地位 (RI が他団体により公式に認められている)

主導者または返答者:事務総長 (理事会の指示を得る)

承認の責任者:理事会

協力の審査基準:基準 A～Iに加え:—O. RI の公的地位が、他団体とその会員により取り上げられるロータリーのプログラムと活動に対する認識を高めるものとなること。

協力の種類:V. RI により開始され、採択され、実施もしくは資金が提供される組織全体のプロジェクトまたはプログラム。主導者または返答者:事務総長 (理事会の指示を得る)承認の責任者:理事会 (プロジェクトまたはプログラムが世界的な規模の場合、理事会は規定審議会の承認を求めるべきである)協力の審査基準:基準 A～Iに加え:P. プロジェクトまたはプログラムは、ロータリーの綱領を高めるものであること。

(2002 年 2 月理事会会合、決定 213 号)。

出典:1998 年 10 月理事会会合、決定 145 号。2001 年 2 月理事会会合、決定 271 号および 2002 年 2 月理事会会合、決定 213 号により改正。2001 年 2 月理事会会合、決定 269 号により確認

### 35.010.1. 協力関係の監督

1. 会長と財団管理委員長の権限。会長は RI の第一の代弁者であり、財団管理委員長はロータリー財団の最高役員であることを認識した上で、会長と財団管理委員長は、RI とロータリー財団の他団体との協力関係を築き、維持するにあたっての主要な代表者となるものとする。財団管理委員長に相談した上での書面による会長の同意なくして、いかなる役員および個人も、RI またはロータリー財団の代わりに他団体に連絡したり、支援を要請してはならない。また、事務総長は、国際ロータリーとロータリー財団が国際レベルで関係を築き、資金を得るために協力している個人、財団、企業、政府、その他の団体の「no contact list」(連絡すべきではない団体のリスト)を維持する。国際ロータリーとロータリー財団以外のいかなるロータリー組織の代表も、財団管理委員長に相談した上での会長の書面による事前の同意なくして、プロジェクトのために資金や協力を得る目的で「no contact list」(連絡すべきではない団体のリスト)に挙げられた団体に連絡したり、支援を要請してはならない。このことは、クラブ、地区、合同地区が、自らのプロジェクトのために地元団体との協力関係を築くことを禁じていると解釈すべきではない。

|   |   |
|---|---|
| <p><b>35.010.1. RI およびロータリー財団の協力関係の指針</b></p> <p><del>RI およびロータリー財団は他の団体との協力から益を得ることができるという認識の下、理事会は、ここに RI およびロータリー財団の協力関係の受諾に関する以下の規定を採択する。</del></p> <p><del>1. RI およびロータリー財団は、協力関係が公共イメージを高め、ロータリーの会員増強を助長し、以下の基準の1項目以上を満たしている場合には、定評ある団体との適切な協力関係を模索し、また、受け入れるものとする。</del></p> <p><del>a. ロータリーの常設プログラム、奉仕の機会に関する項目、またはロータリー財団のプログラムの遂行を助長するものである場合。</del></p> <p><del>b. RI またはロータリー財団のプログラムのために財政支援あるいはその他の支援を提供するものである場合。</del></p> <p><del>c. 共通のプログラムまたは目標を推進するものである場合。</del></p> <p><del>d. ロータリーの意図する目標または目的が、活動に他団体が参加し、また将来これを引き受けてもらうことで、より良く果たされる場合。</del></p> <p><del>e. ロータリー・クラブや地区により結成された組織が、プログラムまたはプロジェクトに対するRIの支持を求めている場合。</del></p> <p><del>f. ロータリー・クラブまたは地区により結成された組織が開発したベストプラクティス（最善の実践方法）プログラムまたはプロジェクトの範囲を拡大するものである場合。</del></p> <p><del>3. 評価基準：提案されている関係の評価にあたり、適切な承認機関（承認者）によって以下の要素が審査されるものとする。</del></p> <p><del>a. RI またはロータリー財団への財政的影響</del></p> <p><del>b. クラブの自治および地区の運営に対する影響</del></p> <p><del>c. RI に提供される年次監査済み会計報告書により実証される、他団体、関連団体、または関係活動の評判と財政的な健全性</del></p> <p><del>d. 提案されている相手団体が全面的に、また継続して財政面と運営面での情報開示を行う意思</del></p> <p><del>e. RI またはロータリー財団の現行のプログラム</del></p> | <p><b>35.010.2. 協力の基準</b></p> <p><u>1. 理事会と財団管理委員会は、質の高い人道的奉仕を提供するため、RI とロータリー財団の能力を高める目的で他団体との協力関係の締結を求めている。RI とロータリー財団は、こうした関係が以下に挙げた基準のうち1つ以上を満たす場合、定評ある他団体と適切な協力関係を求め、受け入れるものとする。</u></p> <p><u>a. ロータリーの常設プログラム、奉仕の機会に関する項目、またはロータリー財団のプログラムの質を損ねることなく、一層優れたものにする場合。</u></p> <p><u>b. RI とロータリー財団のプログラムへ財政援助を提供する場合。</u></p> <p><u>c. ロータリアンが関心を寄せる奉仕の付加的な機会を提供し、ロータリー・クラブと地区の現行の奉仕活動を支援するものである場合。</u></p> <p><u>d. ロータリーの公共イメージを高める場合。</u></p> <p><u>e. 会員見込者を惹きつけ、現会員の退会防止を助長するものである場合。</u></p> <p><u>f. 共通のプログラムや目標を推進する場合。</u></p> <p><u>g. ロータリーの意図する目標または目的が、他団体が活動に参加し、また将来これを引き受けてもらうことで、より良く果たされる場合。</u></p> <p><u>2. 評価基準：提案されている関係の評価にあたり、適切な承認者によって以下の要素が審査されるものとする。</u></p> <p><u>a. 収支の両方を含む、RI またはロータリー財団への財政的影響</u></p> <p><u>b. クラブの自律性と地区の運営に対する影響</u></p> <p><u>c. RI に提供される年次監査済み会計報告書により実証される、他団体、関連団体、または関係活動の評判と財政的な健全性</u></p> <p><u>d. 提案されている相手団体が全面的かつ継続的に財政面と運営面での情報開示を行う意思があるかどうか</u></p> <p><u>e. RI またはロータリー財団の現行のプログラム</u></p> |
|---|---|

に対する影響

- f. 提案されている関係の締結期間
- g. RI が一般社会の認識を得る可能性
- h. 現行のRIおよびロータリー財団の方針への準拠
- i. 利害の対立の可能性
- j. 提案されている相手団体の規模、活動範囲、および立場
  
- k. 奉仕活動の記録
- l. 法的責任のリスク
- m. クラブ、地区、RI、ロータリー財団、および個々のロータリアンに期待されている参加の度合い

~~2.~~ RI あるいはロータリー財団のいずれも、以下のような協力関係を結んではならないものとする。

- a. アルコール飲料またはタバコ製品に関係するもの
- b. 銃器あるいは爆発物に関係するもの
- c. 政治的組織または宗教的組織の推進に関するもの
- d. 習慣性となったり、危険な薬物を含む製品に関係するもの
- e. 中絶に関係するもの
- f. 賭博あるいは投機の推進に関係するもの
- g. 占星術、星占い、手相占いに関係するもの
- h. ロータリーの綱領に一致しない活動内容に関係するもの

~~4.~~ RI およびロータリー財団の協力関係に関しては、国家間の事業慣行における文化的および法的な差異を可能な限り識別し、また尊重すべきである。事業慣行が普遍的なものではないという認識の下、特定の文化にふさわしい倫理的指針を作成、発行し、RI とロータリー財団の協力関係を模索または受諾する責任者に対してこれを適用すべきである。

~~5.~~ いかなる協力関係も、非営利団体に関する適切な各国政府の現行の規則を遵守しなければならない。

~~6.~~ 協力関係は、法的な提携関係ではないものとする。

~~9.~~ 協力団体または RI もしくはロータリー財団により作成される協力関係推進用の資料において、それがいかなる媒体であれ、協力関係の目的のためにロータリー標章が使用される場合はすべて、「スポンサー」および協力組織のロータリー標章の使用に関する

に対する影響

- f. 提案されている関係の締結期間
- g. RI が公共の認識を得る見込み
- h. 現行のRI とロータリー財団の方針への準拠
  
- i. 利害の対立の可能性
- j. 提案されている相手団体の規模、活動範囲、および立場（ロータリー・クラブの自律性および各組織が運営されている地理的地域といったRIの構造との互換性を含む）
- k. 奉仕活動の記録
- l. 法的責任のリスク
- m. クラブ、地区、RI、ロータリー財団、および個々のロータリアンに期待されている参加の度合い
- n. 参加または恩恵を受ける可能性のあるロータリアン、クラブ、地区の数
- o. ロータリー財団の資金調達能力への不干涉
- p. RI、ロータリー財団、他団体の適切な認証

3. RI とロータリー財団のいずれも、以下に関する協力関係を結んではならないものとする。

- a. アルコール飲料またはタバコ製品
- b. 銃器あるいは爆発物
- c. 政治的組織または宗教的組織の推進
- d. 習慣性があったり、危険な薬物を含む製品
- e. 中絶
- f. 賭博あるいは投機の推進
- g. 占星術、星占い、手相占い
- h. 他団体または組織グループへ会員として入会すること

4. いかなる協力関係も、非営利団体に関する適切な各国政府の現行の規則を遵守しなければならない。

5. 協力関係は、法的な提携関係ではないものとする。

6. 協力団体または RI もしくはロータリー財団により作成される協力関係推進用の資料において、それがいかなる媒体であれ、協力関係の目的のためにロータリー標章が使用される場合はすべて、「協賛者」および協力組織のロータリー標章の使用に関する

|   |  |
|---|--|
| <p>る RI およびロータリー財団指針」に則って使用されなければならない。これらの指針は、RI またはロータリー財団と他団体の間で結ばれる契約に添付されるか、または盛り込まなければならない。</p> <p><del>8. 理事会の許可がある場合を除き、会員名簿は、提唱活動または協力関係の目的のために使用してはならず、また RI の管理下に置かなければならない。ただし、会員名簿を利用する場合の判断は、適切な法的規制を含め、ロータリアンの個人的な権利を尊重しなければならない。</del></p> <p><del>10. 個々のロータリアンは、他の組織団体との協力関係から利益を得てはならないものとする</del></p> <p><del>7. 第 35.010 節に概説されている通り、事務総長、会長、および理事会は、これらの指針を施行し、承諾の可否に関して最終的な決定を行う責任がある。国際ロータリーのいかなる役員も、適切な権限者により承認されない限り、当組織を代表していかなる合意も結んではならず、承認のない合意はいずれも無効とされるものとする。</del><br/>(2003 年 10 月理事会会合、決定 50 号)</p> <p>。出典：2000 年 8 月理事会会合、決定 64 号。2001 年 11 月理事会会合、決定 71 号、2002 年 2 月理事会会合、決定 212 号、2002 年 6 月理事会会合、決定 245 号および 257 号、2003 年 10 月理事会会合、決定 50 号により改正</p> | <p>RI およびロータリー財団指針」に則って使用されなければならない。これらの指針は、RI またはロータリー財団と他団体の間で<u>作成される覚書に添付され、また</u>盛り込まなければならない。</p> <p><u>7. 個々のロータリアンは、他の組織団体との協力関係から利益を得てはならないものとする</u></p> <p><u>8. 事務総長と、理事会または財団管理委員会は、これらの指針を施行し、承諾の可否に関して最終的な決定を行う責任がある。国際ロータリーもしくはロータリー財団のいかなる役員も、適切な権限者により承認されない限り、当組織を代表していかなる契約も結んではならず、承認のない契約はいずれも無効とされるものとする (2007 年 2 月理事会会合、決定 158 号)。</u></p> <p>出典：2000 年 8 月理事会会合、決定 64 号。2001 年 11 月理事会会合、決定 71 号、2002 年 2 月理事会会合、決定 212 号、2002 年 2 月理事会会合、決定 213 号、2002 年 6 月理事会会合、決定 257 号、2003 年 10 月理事会会合、決定 50 号により改正</p> |
| <p>35.010.2. 他団体との協力合意書に盛り込むべき必須条項 (必須規定)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 合同活動に関する公式声明および認識の検討および承認のための基準</li> <li>2. 協力活動の合意の主要事項の進捗状況について定期的な報告を行う義務要件</li> <li>3. 合意に対する全当事者による具体的な公約</li> <li>4. 合意の終結に関する規定</li> <li>5. ロータリー標章の使用に関する規定</li> <li>6. 物資およびサービスの価値を明記しなければならないが、また拠出される現物は、最も低額な妥当かつ適正な市場価値で考慮されるものとする (2002 年 6 月理事会会合、決定 245 号)。</li> </ol> <p>出典：2002 年 2 月理事会会合、決定 213 号</p>  | <p>269</p> <p><u>35.010.3. 他団体との覚書に盛り込むべき必須規定</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>公式声明、ウェブサイト、出版物、その他すべての文書の審査と承認の基準</u></li> <li>2. <u>定期的な報告を行う義務</u></li> <li>3. <u>契約の全当事者による具体的な責務</u></li> <li>4. <u>契約の終結に関する規定</u></li> <li>5. <u>ロータリーの標章を使用する一切の書類の承認も含め、標章の使用にかかわる規定 (2007 年 2 月理事会会合、決定 158 号)。</u></li> </ol> <p>出典：2002 年 2 月理事会会合、決定 213 号。2007 年 2 月理事会会合、決定 158 号により改正</p>   |
| <p>269</p> <p><u>35.010.4. RI またはロータリー財団によって提供される他団体へのサービス</u><br/><u>RI またはロータリー財団と覚書を交わした他団体は以下の資格を持つ。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. <u>RI 国際大会でのブース・スペースの割引レンタル、および本会議と討論分科会への出席</u></li> <li>b. <u>情報資料、ロータリー・ワールド・マガジン・</u></li> </ol>   | <p>269</p> <p><u>35.010.4. RI またはロータリー財団によって提供される他団体へのサービス</u><br/><u>RI またはロータリー財団と覚書を交わした他団体は以下の資格を持つ。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. <u>RI 国際大会でのブース・スペースの割引レンタル、および本会議と討論分科会への出席</u></li> <li>b. <u>情報資料、ロータリー・ワールド・マガジン・</u></li> </ol>  |

|   |   |
|---|---|
|   | <p><u>プレスの記事、RI ウェブサイトを通じての合同活動の推進</u></p> <p><u>c. 地区とゾーン・レベルで RI またはロータリー財団によってロータリアン関係者へ紹介される団体についての情報</u></p> <p><u>d. 事務総長に承認されたコストのかからないその他のサービス</u></p> <p><u>e. 理事会または財団管理委員会に承認されたコストのかかるその他のサービス</u></p> <p><u>RI とロータリー財団は、以下を他団体に提供しない。</u></p> <p><u>a. ロータリー・クラブ、役員、ロータリアンのリストを含む会員データ</u></p> <p><u>b. 寄付者のデータ</u></p> <p><u>c. 他団体またはそのプログラムの推薦</u></p> <p><u>d. 他団体の募金活動の援助</u></p> <p><u>e. 他団体またはそのプログラムに参加または支援することを、個々のロータリー・クラブや地区に代わって保証したり、確約したりすること（2007年2月理事会会合、決定158号）</u></p> <p>出典：2007年2月理事会会合、決定158号</p> |
|   | 270   |
|   | <p><b>35.010.5. 他団体へのRI 代表</b></p> <p><u>会長は、適宜、財団管理委員長と相談の上、RI またはロータリー財団が協力関係を持つ団体への代表を務める経験豊富なロータリアンを任命することができる。これらの代表は、関係の締結期間中、もしくは最高3年間（さらに3年間の更新が可能）務めるものとする。代表は、協力団体、会長、財団管理委員長、事務総長の間のリエゾン（連絡担当者）としての役割を果たし、要請があれば会合に出席し、関係の進捗を随時確認し、協力関係に関連するRI とロータリー財団の方針、プログラム、活動について協力団体と連絡を図る。代表は、最初のオリエンテーションと、責務を果たすために必要な場合には継続的に状況説明会を受けるものとする。承認された予算内ならびにRI 方針に準拠した上で、経費の支払いを受けるものとする。会長は、財団管理委員長と相談の上、適切であれば、いつでも代表を解任することができる（2007年2月理事会会合、決定158号）。</u></p> <p>出典：2007年2月理事会会合、決定158号</p>  |
|   | 270   |
| <p><b>35.010.4. RI 役員の役職名の使用</b></p> <p>RI の現あるいは元役員は、他団体の公式の地位または一員であることと関連させて、RI の役職名を使用、あるいはその公表を許可してはならないものとする。ただし、RI 理事会の同意がある場合を除く（<del>2003年5月</del>理事会会合、決定325号）。</p> | <p><b>35.010.6. RI 役員の役職名の使用</b></p> <p>RI の現あるいは元役員は、他団体の公式の地位または一員であることと関連させて、RI の役職名を使用、あるいはその公表を許可してはならないものとする。ただし、RI 理事会の同意がある場合を除く。ロータリー財団の<u>現あるいは元役員は、他団体の公式の地位または一員であることと関連させて、RI の役職名を使用、あるいはその公表を許可してはなら</u></p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>出典：規定審議会、80-102 号。2003 年 5 月理事会会合、決定 325 号により改正</p> | <p>ないものとする。ただし、財団管理委員会の同意がある場合を除く（2007 年 2 月理事会会合、決定 158 号）。</p> <p>出典：規定審議会、80-102 号。2007 年 2 月理事会会合、決定 158 号。2003 年 5 月理事会会合、決定 325 号により改正</p>   |
|  | 270  |
|  | <p><b>35.020. 協力の種類</b></p> <p><u>地理的・文化的なロータリー・クラブの分布と、これらのクラブの広範な奉仕活動と関心は、異なる種類の協力関係の必要性を生み出している。ロータリー章典第 35.010 節とロータリー財団章典第 1.060 節に概説される資格基準に準拠する限り、資格のある団体は、その規模に上限も下限もなく、奉仕を行う国や地域のうちロータリー・クラブのある国や地域の最低数が定められているわけでもない。協力は、適宜、RI 理事会やロータリー財団の明確な同意がない限り、3 年を超えることはないものとする。</u></p> <p><u>以下は各団体に義務づけられている協力と承認の種類である。</u></p> <p><u>1. 情報共有—事務総長の承認</u><br/> <u>情報は、その団体の活動に関心を持つとされるロータリアンのグループと共有される。</u></p> <p><u>a) 一国または一地域を対象とすることができる。</u><br/> <u>b) 協同の第一の重点が資金提供でない限り、資金を求める他団体のプロジェクトについての情報を含めることができる。</u><br/> <u>c) RI から覚書または追加のサービスを含まない。</u></p> <p><u>2. 奉仕の機会—理事会の承認</u><br/> <u>他団体との協力によって、関心を持つロータリー・クラブに、奉仕の機会、専門知識、資金以外の援助がもたらされる。情報は、その団体の活動に関心を持つとされるロータリアンのグループと共有される。覚書は、地元での実施に焦点を当てて、RI と他団体との協力範囲を定めるために作成される。クラブと地区は、団体と協力することが奨励されており、協力活動を円滑に行うため職員からの支援が提供される。</u></p> <p><u>a) 一国または一地域を対象とすることができる。</u><br/> <u>b) 協同の第一の重点が資金提供でない限り、資金を求める他団体のプロジェクトについての情報を含めることができる。</u><br/> <u>c) 会長の裁量において、講演者として RI の会合へ出席するための招待を含めることができる。</u></p> <p><u>3. 資金提供—適宜、RI 理事会および（または）ロータリー財団の承認他団体が RI またはロータリー</u></p> |

|   |   |
|---|---|
|   | <p><u>財団を通じてロータリー・クラブの奉仕活動に資金を提供する。これには覚書が必要とされる。</u></p> <p><u>a) 一国または一地域を対象とすることができる。</u><br/> <u>b) 個々のクラブの自主性が損なわれない限り、資金を他団体から得る目的で、マッチング（組み合わせ）資金、現物援助、ボランティアの時間を提供するために、参加するロータリー・クラブによる責務を含めることができる。</u></p> <p><u>4. 組織全体のプロジェクト</u><br/> <u>組織全体のプロジェクトとは、世界中すべてのクラブの参加が奨励される、国際ロータリーとロータリー財団により着手されるプロジェクトとして定義されている。ロータリー章典、第 40.040.1 項とロータリー財団章典の第 11.030 節に記されているように、ポリオ・プラス・プログラムが完了するまで、いかなる新しい組織全体のプロジェクトも検討されない（2007 年 2 月理事会会合、決定 158 号）。</u></p> <p>出典：2007 年 2 月理事会会合、決定 158 号</p> |
|   | <p style="text-align: right;"><u>271</u></p> <p><u>35.020.1. 指針の改正</u><br/> <u>他団体との連絡や協力関係に向けて RI とロータリー財団の統合されたアプローチを取ることができるよう、ロータリー章典第 35.010 節と第 35.020 節、および、ロータリー財団章典第 1.060 節に定められている他団体との関係の指針に対するこの改正とその後の改正は、国際ロータリー理事会とロータリー財団管理委員会の両方による承認を得た場合にのみ有効となる。こうした指針は、ロータリー章典とロータリー財団章典の両方に含まれるものとする（2007 年 2 月理事会会合、決定 158 号）。</u></p> <p>出典：2007 年 2 月理事会会合、決定 158 号</p>   |
| <p><del>35.020.10.</del> <b>他団体の会合出席のための RI への招待状</b><br/> 事務総長は、<b>国連および</b>他団体の会合出席のための RI への招待状に対し、以下に照らして返答するものとする。</p> <p>1) プログラム情報が得られる可能性とロータリーの可視性の両方の点から評価する。</p> <p>2) 会合の行われる都市またはその近隣に居住し、その会合の主題に関連するロータリーの活動に関して豊かな知識を持つ、中央役員、RI 実行グループと委員会の委員、その他のロータリー指導者といったロータリアンを特定し、この情報を会長、会長エレクト、会長ノミニーのために作成されたデータベースに情報を含める。</p> <p>3) 会長と相談した上で、ロータリアンを選び、その会合に出席して以下を行うよう要請する。</p> | <p style="text-align: right;"><u>272</u></p> <p><u>35.030. 他団体の会合出席のための招待状</u><br/> 事務総長は、他団体の会合出席のための RI と <u>ロータリー財団</u> への招待状に対し、以下に照らして返答するものとする。</p> <p>1) プログラム情報が得られる可能性とロータリーの可視性の両方の点から評価する。</p> <p>2) 会合の行われる都市またはその近隣に居住し、その会合の主題に関連するロータリーの活動に <u>ついて</u> 豊かな知識を持つ、中央役員、RI <u>支援</u>グループと委員会の委員 <u>をはじめ</u>、その他のロータリー指導者 <u>で ある</u> ロータリアンを特定し、この情報を会長、会長エレクト、会長ノミニーのために作成されたデータベースに含める。</p> <p>3) 会長と相談した上で、ロータリアンを選び、その会合に出席して以下を行うよう要請する。</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>a. 別段に指示された場合を除き、オブザーバーとしてのみ行動し、ロータリーに關係する情報の収集と記録にあたる。</p> <p>b. 会合後に報告書を作成して会長に提出し、会長は事務総長を通してこれを国連連絡諮問委員長へ回付する。</p> <p>c. 会合への出席に付随して経費が発生した場合、その支払いを受ける。</p> <p>4) 代表の活動、およびその結果として行われたロータリーの活動を文書にまとめ、RI が地位を有する国連機関への四半期報告書に含める（1998 年 6 月理事会会合、決定 348 号）。</p> <p>出典：1993 年 10 月理事会会合、決定 98 号</p> | <p>a. <u>講演者かパネリストとしての具体的な役割を務めたり、RI とロータリー財団に代わって賞を受け取るために招待されたり、その他別段に指示されたりした場合を除き、</u>ロータリーに關係する情報を<u>収集、記録しながら、オブザーバーとしての役目を務める。</u></p> <p>b. 会合後に報告書を作成して会長に提出する。会長は事務総長を通してこれを<u>該当する委員会または支援グループ</u>委員長へ回付する。</p> <p>c. <u>招待状に記されている通り、会合への出席に関連して経費が生じた場合、これが後日支払われる（2007 年 2 月理事会会合、決定 158 号）。</u></p> <p>出典：1993 年 10 月理事会会合、決定 98 号。<u>2007 年 2 月</u>理事会会合、決定 <u>158</u> 号により改正</p> |
|--|---|

|   |   |
|---|---|
| <b>第 36 条 協賛活動と協力活動のための RI の指針</b>  |   |
|   | 273   |
|   | <p><u>第 36 条 協賛活動と協力活動のための RI の指針</u></p> <p><u>36.010. RI 会合、行事、プロジェクト、プログラムの協賛に関する指針</u></p> <p><u>36.020. 国連との協力</u></p> <p><u>36.030. 他団体およびグループとの協力</u></p>  |
| <p><del>35.010.3</del> RI 会合、行事、プロジェクト、プログラムの協賛に関する指針</p>   | <p><u>36.010. RI 会合、行事、プロジェクト、プログラムの協賛に関する指針</u></p> <p style="text-align: center;">引照</p> <p>11.040.6. 協賛（<u>提唱</u>）あるいは協力関係を目的とした、ロータリー・クラブ、ロータリー地区、その他のロータリー組織のための指針</p>   |
| <p><del>35.020. 国連との協力</del></p> <p><del>35.020.1. ロータリーと国連</del></p> <p><del>35.020.2. 国連およびその諸機関における加盟</del></p> <p><del>35.020.3. 国連への RI 代表に対する支援</del></p> <p><del>35.020.4. 国連への RI 代表のためのオリエンテーション</del></p> <p><del>35.020.5. 国連への RI 代表の職務権限</del></p> <p><del>35.020.6. 補欠の RI 代表</del></p> <p><del>35.020.7. 国連へのボランティア代表</del></p> <p><del>35.020.8. 国連との協力活動の広報</del></p> <p><del>35.020.9. クラブと国連との協力活動</del></p> | 275   |
| <p><del>35.030. 他団体およびグループとの協力</del></p> <p><del>35.030.1. 他団体への RI 代表</del></p> <p><del>35.030.2. 欧州評議会</del></p> <p><del>35.030.3. インナーホイール</del></p> <p>務総長は、RI 徽章を保護するための RI の義務に</p>   | <p><u>36.020. 国連との協力</u></p> <p><u>36.020.1. ロータリーと国連</u></p> <p><u>36.020.2. 国連およびその諸機関における加盟</u></p> <p><u>36.020.3. 国連への RI 代表に対する支援</u></p> <p><u>36.020.4. 国連への RI 代表のためのオリエンテーション</u></p> <p><u>36.020.5. 国連への RI 代表の職務権限</u></p> <p><u>36.020.6. 補欠の RI 代表</u></p> <p><u>36.020.7. 国連へのボランティア代表</u></p> <p><u>36.020.8. 国連との協力活動の広報</u></p> <p><u>36.020.9. クラブと国連との協力活動</u></p> <p style="text-align: right;">277</p> <p><u>36.030. 他団体およびグループとの協力</u></p> <p><u>36.030.1. 他団体への RI 代表</u></p> <p><u>36.030.2. 欧州評議会</u></p> <p><u>36.030.3. インナーホイール</u></p> <p>務総長は、RI 徽章を保護するための RI の義務に</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>基づき、その徽章について国際インナーホイールとの合意書を維持するものとする（<del>1999</del>年8月理事会会合、決定43号）。</p> <p><del>35.030.4.</del> プロバス・クラブ<br/> <del>35.030.5.</del> 元ロータリアンのグループ<br/> <del>35.030.6.</del> ロータサーバおよびロータシオ</p>   | <p>基づき、その徽章について国際インナーホイールとの合意書を維持するものとする（<u>1999</u>年8月理事会会合、決定43号）。</p> <p><u>36.030.4.</u> プロバス・クラブ<br/> <u>36.030.5.</u> 元ロータリアンのグループ<br/> <u>36.030.6.</u> ロータサーバおよびロータシオ</p>  |
| <p><b>第37条 区域、地域、およびセクション別のグループ分け</b></p>   |  |
| <p><del>第36条</del> 区域単位、地域、およびセクション別のグループ分け 277</p> <p><del>36.010.</del> 区域単位—RIBI<br/> <del>36.020.</del> 管理上の単位の制限<br/> <del>36.030.</del> 国際共同委員会に関するロータリーの指針</p>   | <p><b>第37条</b> 区域、地域、およびセクション別のグループ分け 281</p> <p><u>37.010.</u> 区域単位—RIBI<br/> <u>37.020.</u> 管理上の単位の制限<br/> <u>37.030.</u> 国際共同委員会に関するロータリーの指針</p>  |
| <p><del>36.010.</del> 区域単位—RIBI</p> <p><del>36.010.1.</del> RI と RIBI の関係<br/> <del>36.010.2.</del> 公式名簿における RIBI の説明<br/> <del>36.010.3.</del> RIBI 役員の国際協議会および国際大会への出席</p> <p><del>36.020.</del> 管理上の単位の制限<br/> <del>36.030.</del> 国際共同委員会に関するロータリーの指針</p> <p><del>36.030.1.</del> 委員会の構成<br/> <del>36.030.2.</del> 委員会の運営<br/> <del>36.030.3.</del> 国際共同委員会の設置に関する指針</p> | <p><u>37.010.</u> 区域単位—RIBI</p> <p><u>37.010.1.</u> RI と RIBI の関係<br/> <u>37.010.2.</u> 公式名簿における RIBI の説明<br/> <u>37.010.3.</u> RIBI 役員の国際協議会および国際大会への出席</p> <p><u>37.020.</u> 管理上の単位の制限<br/> <u>37.030.</u> 国際共同委員会に関するロータリーの指針</p> <p><u>37.030.1.</u> 委員会の構成<br/> <u>37.030.2.</u> 委員会の運営<br/> <u>37.030.3.</u> 国際共同委員会の設置に関する指針</p>                |
| <p>353</p>  |  |
| <p><b>43.020.14. ロータリアン行動グループの奉仕活動</b><br/> ロータリアン行動グループは、現在のロータリー・クラブや地区が奉仕プロジェクトを推進および支援する構造を最大限に活用する<b>こと</b>が奨励されている。ロータリアン行動グループは、財政的支援を求めて自らのウェブサイトプロジェクトを掲載することができる。（<del>2005年6月</del>理事会会合、決定 <del>302</del>号）。</p> <p>出典：2005年6月理事会会合、決定302号</p>  | <p><b>43.020.14. ロータリアン行動グループの奉仕活動</b><br/> ロータリアン行動グループは、現在のロータリー・クラブや地区が奉仕プロジェクトを推進および支援する構造を最大限に活用する<b>よう</b>奨励されている。<u>事務総長に通知をした上で</u>、ロータリアン行動グループは、財政的支援を求めて自らのウェブサイトプロジェクトを掲載することができる（<u>2007年2月</u>理事会会合、決定 <u>160</u>号）。</p> <p>出典：2005年6月理事会会合、決定302号。<u>2007年2月理事会会合、決定160号により改正</u></p>   |
| <p><b>43.020.15. ロータリアン行動グループと他団体</b><br/> 米貨25,000ドルを超える資金あるいはその他の協力関係を求めて他団体と接触を図ろうとするロータリアン行動グループは、同様の活動に関与するロータリー組織との調整と協力をし、利害関係を避けるため、このような行動を起こす前に事務総長へこの旨通知し、写しを送付すべきである。この規定は、グループと協力して活動している第三者機関へ資金が支払われる場合にも適用<b>される</b>（<del>2006年11月</del>理事会会合、決定 <del>75</del>号）。</p>   | <p><b>43.020.15. ロータリアン行動グループと他団体</b></p> <p><u>1.</u> 米貨25,000ドルを超える資金あるいはその他の協力関係を求めて他団体と接触を図ろうとするロータリアン行動グループは、同様の活動に関与するロータリー組織との調整と協力をし、利害関係を避けるため、このような行動を起こす前に事務総長へこの旨通知し、写しを送付すべきである。この規定は、グループと協力して活動している第三者機関へ資金が支払われる場合にも適用<b>される</b>。</p> <p><u>2.</u> <u>上記1.にかかわらず、ロータリアン行動グループは、第35.010.1.項に明記されているように、管理委員長と相談した上でのRI会長による書面での</u></p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>出典：2005年6月理事会会合、決定302号。2006年11月理事会会合、決定75号により改正</p> | <p><a href="#">事前の同意なくして、資金や協力を得る目的で「no contact list」(連絡すべきではない団体のリスト)に記載されている団体に連絡したり、支援を要請することはできない(2007年2月理事会会合、決定159号)。</a></p> <p>出典：2005年6月理事会会合、決定302号、<a href="#">2007年2月理事会会合、決定159号</a>。2006年11月理事会会合、決定75号により改正</p> |
|--|--|

## 第44条 RI の表彰

|   |  |
|---|--|
| <p><b>第44条 RI の賞</b></p>  | <p><b>第44条 RI の表彰</b></p>  |
| <p><b>44.030. 超私の奉仕賞</b><br/>この賞は、形式やレベルを問わず、同賞なくしては表彰される機会のない模範的な人道的奉仕を行った人物を表彰することを目的としている。候補者は、その人物が行ってきたロータリーの人道的奉仕のみを基に審査されるものとする。ロータリー、その財団、あるいは個別のプロジェクトに対する個人的な財政寄付は、本賞の審査において一切考慮されない。受賞者の氏名は<del>ロータリー・ワールド・マガジン・プレスおよび</del>RI ウェブサイトに掲載されるものとする。</p>  | <p><b>44.030. 超私の奉仕賞</b><br/>この賞は、形式やレベルを問わず、同賞なくしては表彰される機会のない模範的な人道的奉仕を行った人物を表彰することを目的としている。候補者は、その人物が行ってきたロータリーの人道的奉仕のみを基に審査されるものとする。ロータリー、その財団、あるいは個別のプロジェクトに対する個人的な財政寄付は、本賞の審査において一切考慮されない。受賞者の氏名はRI ウェブサイトに掲載されるものとする。</p>  |
| <p><b>審査基準</b><br/>賞の授与は襟章と盾をもって行われるものとする<br/>(<del>2006年11</del>月理事会会合、決定 <del>77</del>号)。</p> <p>出典：1992年3月理事会会合、決定184号。1995年2月理事会会合、決定171号、1996年2月理事会会合、決定217号、1998年6月理事会会合、決定347号、1998年10月理事会会合、決定68号、1999年11月理事会会合、決定131号、2001年6月理事会会合、決定389号、2002年2月理事会会合、決定176号、2003年2月理事会会合、決定228号、2004年11月理事会会合、決定107号、2006年11月理事会会合、決定77号により改正。<del>2001年11</del>月理事会会合、決定 <del>72</del>号も参照のこと</p> | <p><b>審査基準</b><br/>賞の授与は襟章と盾をもって行われるものとする<br/>(<a href="#">2007年2月</a>理事会会合、決定 <a href="#">204</a>号)。</p> <p>出典：1992年3月理事会会合、決定184号。1995年2月理事会会合、決定171号、1996年2月理事会会合、決定217号、1998年6月理事会会合、決定347号、1998年10月理事会会合、決定68号、1999年11月理事会会合、決定131号、2001年6月理事会会合、決定389号、2001年11月理事会会合、決定72号、2002年2月理事会会合、決定176号、2003年2月理事会会合、決定228号、2004年11月理事会会合、決定107号、2006年11月理事会会合、決定77号、2007年2月理事会会合、決定204号により改正</p> |

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

|                |               |
|----------------|---------------|
| 49.030. 全世界の名簿 | 49.030. 全世界名簿 |
|----------------|---------------|

## 第57条 国際大会

|   |     |
|---|-----|
| <p><b>57.110.1. 国際大会委員会の任命と資格条件</b><br/>会長は、国際大会が開催される年度の会長と相談の上、国際大会委員会の委員長を任命するものとする。国際大会委員会委員長は、元理事で、<del>その国の言語を話すことのできる人物</del>が務めるものとする。委員長は、ロータリー国際大会を計画した経験と知識を有するものとする (<del>1999年11</del>月理事会会合、決定 <del>197</del>号)。</p> <p>出典：1966年1月理事会会合、決定90号、1977年5~6月理事会会合、決定362号。1999年11月理事会会合、決定197号により改正</p> | 413 |
| <p><b>57.130.1. 国際大会の経費充当</b><br/>国際ロータリー一年次大会予算によって賄われない以</p>  | 415 |

|  |   |
|--|---|
| <p>下の国際大会経費は、国際ロータリーの一般予算によって賄われるものとする。</p> <p>a) <del>現職および元中央役員</del>の出席の経費</p> <p>b) 大会議事録の制作および配布</p> <p>c) 会長および会長エレクトの家族の国際大会出席</p> <p>d) 国際大会の投票および信任状の手続</p> <p>e) プレスセンターおよび報道関係</p> <p>f) 青少年交換大会前会議の経費</p> <p>g) ローターアクト大会前会議の経費</p> <p>(<del>1999</del>年<del>11</del>月理事会会合、決定<del>197</del>号)</p> <p>出典：1999年11月理事会会合、決定197号。2000年8月理事会会合、決定89号も参照のこと</p>                                   | <p>下の国際大会経費は、国際ロータリーの一般予算によって賄われるものとする。</p> <p>a) <u>出席する現会長および元会長</u>の経費</p> <p>b) 大会議事録の制作および配布</p> <p>c) 会長および会長エレクトの家族の国際大会出席</p> <p>d) 国際大会の投票および信任状の手続</p> <p>e) プレスセンターおよび報道関係</p> <p>f) 青少年交換大会前会議の経費</p> <p>g) ローターアクト大会前会議の経費</p> <p>(<u>2007</u>年<u>2</u>月理事会会合、決定<u>139</u>号)</p> <p>出典：1999年11月理事会会合、決定197号。<u>2007年2月理事会会合、決定139号により改正</u>。2000年8月理事会会合、決定89号も参照のこと</p>   |
| <p>57.140.12. 正式な紹介</p> <p>現任および次期理事会メンバーは、それぞれの配偶者とともに、RI 国際大会の<u>公式開会セッションの各回において一人ひとり</u>紹介されるものとする。</p> <p>元会長は、それぞれの配偶者とともに、各 RI 国際大会の本会議の一つにおいて、一人<u>ひとり紹介されるものとする。</u></p> <p><del>現任および次期ロータリー財団管理委員は、それぞれの配偶者とともに、各 RI 国際大会の本会議の一つにおいて、一人ひとり紹介されるものとする</del></p> <p>(<del>2006</del>2月理事会会合、決定<del>137</del>号)。</p> <p>出典：2005年11月理事会会合、決定94号</p>   | <p>57.140.12. <u>正式な紹介</u></p> <p>現任および次期理事会メンバーは、それぞれの配偶者とともに、RI 国際大会<u>において一人ずつ</u>紹介されるものとする。元会長は、それぞれの配偶者とともに、各 RI 国際大会の本会議の一つにおいて、一人<u>ずつ</u>紹介されるものとする (<u>2007</u>年<u>2</u>月理事会会合、決定<u>166</u>号)。</p> <p>出典：2005年11月理事会会合、決定94号。<u>2007年2月理事会会合、決定166号により改正</u></p>  |
| <b>第 58 条 国際協議会</b>  |   |
| <p>58.040.10. 会長の配偶者、会長エレクトの……</p> <p>f. 参加者同士の多文化理解活動を奨励する。</p> <p>国際協議会に出席しているガバナー・エレクトの配偶者<del>と</del>その他役員<del>の</del>配偶者は、すべての本会議および指定された配偶者活動と会合に出席しなければならない。研修リーダーの配偶者が国際協議会に出席している場合、RI が経費を負担した上で、研修リーダー・セミナーへの出席が義務付けられている。</p> <p><del>国際協議会の公式参加者を指定する理事会の年次決定の中で使われ、国際協議会の経費が RI により支払われる「配偶者」という言葉は、これらの理事会決定によって指定された役職にあるロータリアンの法的な妻または夫のみを指すものとする (2005 年 6 月理事会会合、決定 310 号)。</del></p> | <p>58.040.10. 会長の配偶者、会長エレクトの……</p> <p>f. 参加者同士の多文化理解活動を奨励<u>する</u>。</p> <p><u>モデレーター</u>の配偶者と<u>モデレーター補佐</u>の配偶者は、<u>研修リーダー配偶者に協議会関連の責務の準備をさせるものと期待される。この準備の一環として、これらの配偶者は、プログラムのアイデア、配偶者活動、その他ガバナー・エレクト配偶者の研修に関連する要素について、会長エレクトの配偶者に助言する。モデレーター</u>の配偶者はまた、<u>研修リーダーのセミナー中に行われる研修リーダー配偶者のための研修セッションで指導を行う。</u></p> <p>国際協議会に出席しているガバナー・エレクトの配偶者<del>と</del>その他役員<del>の</del>配偶者は、すべての本会議および指定された配偶者活動と会合に出席しなければならない。研修リーダーの配偶者が国際協議会に出席している場合、RI が経費を負担した上で、研修リーダー・セミナーへの出席が義務付けられている (<u>2007</u>年<u>2</u>月理事会会合、決定<u>139</u>号)。</p> |
| <b>第 59 条 規定審議会</b>  |   |
| <p>59.020.8. 理事会の規定審議会諮問委員会</p>  | <p>59.020.8. 理事会の規定審議会諮問委員会</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p><del>59.020.9.</del> 審議会前の理事会会合の延長<br/> <del>59.020.10.</del> 立法案の出版<br/> <del>59.020.11.</del> 立法案の審査を援助する地区委員会の活用<br/> <del>59.020.12.</del> 専門的知識を要する立法案<br/> <del>59.020.13.</del> RI ウェブサイトに掲載される審議会事項<br/> <del>59.020.14.</del> 同種の立法案<br/> <del>59.020.15.</del> 立法案の要約</p>   | <p><b>59.020.9. 立法案に関する理事会の立場</b><br/> <u>理事会は、自らの立場を示した立法案については、その立場を知らせるべきである（2007年2月理事会会合、決定139号）。</u></p> <p>出典：2006年2月理事会会合、決定147号</p> <p><u>59.020.10.</u> 審議会前の理事会会合の延長<br/> <u>59.020.11.</u> 立法案の出版<br/> <u>59.020.12.</u> 立法案の審査を援助する地区委員会の活用<br/> <u>59.020.13.</u> 専門的知識を要する立法案<br/> <u>59.020.14.</u> RI ウェブサイトに掲載される審議会事項<br/> <u>59.020.15.</u> 同種の立法案<br/> <u>59.020.16.</u> 立法案の要約</p>  |
|  | 455  |
| <p><b>59.070.3. オブザーバーおよび職員の経費</b><br/> RI は、以下の追加の人物が審議会へ出席する際に、旅費、宿泊費、食費を支払うものとする。<br/> (a) 理事エレクト（会長ノミニーを含む）</p> <p><del>(b)</del> 会長の配偶者、会長エレクトの配偶者、議長および副議長の配偶者<br/> <del>(c)</del> 会場監督主任<br/> <del>(d)</del> 時間記録係<br/> <del>(e)</del> 審議会後の7月1日に就任する定款細則委員会の委員（次回の審議会で定款細則委員会のシニア・メンバーとなる者）<br/> <del>(f)</del> 会長エイド（必要な場合）<br/> <del>(g)</del> 事務総長が、予算の規定内で、審議会での業務を必要であると判断した事務局職員<br/> （2004年11月理事会会合、決定99号）</p> <p>出典：2003年2月理事会会合、決定221号。2004年11月理事会会合、決定99号により改正</p> | <p><b>59.070.3. オブザーバーおよび職員の経費</b><br/> RI は、以下の追加の人物が審議会へ出席する際に、旅費、宿泊費、食費を支払うものとする。<br/> (a) 理事エレクト（会長ノミニーを含む）<br/> (b) <u>理事ノミニー</u><br/> (c) <u>会長の配偶者、会長エレクトの配偶者、議長および副議長の配偶者</u><br/> (d) <u>会場監督主任</u><br/> (e) <u>時間記録係</u><br/> (f) <u>審議会後の7月1日に就任する定款細則委員会の委員（次回の審議会で定款細則委員会のシニア・メンバーとなる者）</u><br/> (g) <u>会長エイド（必要な場合）</u><br/> (h) <u>事務総長が、予算の規定内で、審議会での業務を必要であると判断した事務局職員</u><br/> （2007年2月理事会会合、決定139号）</p> <p>出典：2003年2月理事会会合、決定221号。2004年11月理事会会合、決定99号、<u>2005年6月理事会会合、決定291号。2007年2月理事会会合、決定139号</u>により改正</p> |
| <b>第60条 研究会</b>  |  |
| 461  | 461  |
| <p>60.050. ロータリー・ゾーン研究会<br/> H. 報告書<br/> 2. 事務総長は、各年度の理事会の最終会合に先立ち、各招集者が提出した財務報告書を理事会に配布するものとする。事務総長は、未提出の研究会財務報告書に関する進捗状況を、毎年4月に財務長および監査委員会委員長に提出するものとする（<del>2006</del>年2月理事会会合、決定<del>149</del>号）。</p> <p>出典：1991年4月理事会会合、決定265号、1992年3月理事会会合、決定212号、1993年3月理事会会合、決定188号、1993年5月理事会会合、決定225号、1994年3月理事会会合、決定164号、1995年2月理事会会合、決定183号、1995年7月理事会会合、決定32号、1996年2月理事会会合、決定165号、1996年6月理事会会合、決定290号、1996年11月理事会会合、決定82号、1997年3月理事会会合、決定202号、1997年11月理事会会合、決定</p>                      | <p>60.050. ロータリー・ゾーン研究会<br/> H. 報告書<br/> 2. 事務総長は、各年度の理事会の最終会合に先立ち、各招集者が提出した財務報告書を理事会に配布するものとする。事務総長は、未提出の研究会財務報告書に関する進捗状況を、毎年4月に財務長および監査委員会委員長に提出するものとする（<u>2007</u>年2月理事会会合、決定<u>196</u>号）。</p> <p>出典：1991年4月理事会会合、決定265号、1992年3月理事会会合、決定212号、1993年3月理事会会合、決定188号、1993年5月理事会会合、決定225号、1994年3月理事会会合、決定164号、1995年2月理事会会合、決定183号、1995年7月理事会会合、決定32号、1996年2月理事会会合、決定165号、1996年6月理事会会合、決定290号、1996年11月理事会会合、決定82号、1997年3月理事会会合、決定202号、1997年11月理事会会合、決定</p>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>152号、1999年6月理事会会合、決定310号、1999年11月理事会会合、決定201および213号、2000年11月理事会会合、決定114号、2000年11月理事会会合、決定175号、2001年6月理事会会合、決定444号、2002年6月理事会会合、決定273号、2002年11月理事会会合、決定169号、2003年5月理事会会合、決定325および361号、2003年10月理事会会合、決定117号、2004年11月理事会会合、決定58号、2005年3月理事会会合、決定230号、2005年6月理事会会合、決定292号、2006年2月理事会会合、決定149号、管理委員会、決定129号、1999年4月</p> | <p>152号、1999年6月理事会会合、決定310号、1999年11月理事会会合、決定201および213号、2000年11月理事会会合、決定114号、2000年11月理事会会合、決定175号、2001年6月理事会会合、決定444号、2002年6月理事会会合、決定273号、2002年11月理事会会合、決定169号、2003年5月理事会会合、決定325および361号、2003年10月理事会会合、決定117号、2004年11月理事会会合、決定58号、2005年3月理事会会合、決定230号、2005年6月理事会会合、決定292号、2006年2月理事会会合、決定149号、<a href="#">2007年2月理事会会合、決定196号</a>、管理委員会、決定129号、1999年4月</p> |
| <h2>第70条 収入</h2>  |   |
|   | 528   |
| <p><b>70.020.3. ローターリー徽章使用料のポリオ・プラス基金への移管</b><br/>         ポリオ・プラス・キャンペーン推進商品の販売から国際ロータリーが受け取った徽章使用料は、財団のポリオ・プラス基金に<b>移管</b>される（1998年6月理事会会合、決定348号）。</p> <p>出典：1987年6月理事会会合、決定49号</p>  | <p><b>70.020.3. ローターリー徽章使用料のポリオ・プラス基金への振替</b><br/>         ポリオ・プラス・キャンペーン推進商品の販売から国際ロータリーが受け取った徽章使用料は、財団のポリオ・プラス基金に<b>振り替え</b>られる（1998年6月理事会会合、決定348号）。</p> <p>出典：1987年6月理事会会合、決定49号</p>  |
|   | <p><b><a href="#">70.020.4. ローターリー徽章使用料のロータリー財団年次プログラム基金への振替</a></b><br/> <a href="#">第4C種免許の下での商品の販売から国際ロータリーが受け取る徽章使用料は、ロータリー財団年次プログラム基金に振り替えられる（2007年2月理事会会合、決定157号）。</a></p> <p>出典：<a href="#">2007年2月理事会会合、決定157号</a></p>  |
|   | <p><b><a href="#">引照</a></b></p> <p><b><a href="#">34.020. RI 免許の認可</a></b></p>   |

概要